

令和 7 年度「沖縄のこころ」海外発信強化業務委託  
企画提案仕様書

**1 業務名**

令和 7 年度「沖縄のこころ」海外発信強化業務委託

**2 業務期間**

契約の日から令和 8 年 3 月 19 日まで

**3 業務の概要と目的**

沖縄県では、令和 6 年 3 月に「沖縄県地域外交基本方針」を策定し、沖縄県の地域外交の目指す姿の一つとして、アジア・太平洋地域の平和構築に貢献する国際平和創造拠点を掲げており、沖縄及びアジア・太平洋地域の振興発展の前提・基盤となる地域の「平和」を維持するために、各分野に共通する取組として、平和を希求する「沖縄のこころ」の国内外への発信強化や平和に関する学術研究の促進等に取り組み、地域の緊張緩和と信頼醸成に貢献することを目指すこととしている。

また、沖縄県は令和 5 年 6 月、韓国済州特別自治道、ドイツオスナブリュック、フランスベルダンが加盟するグローバル平和都市連帯に加入しており、済州特別自治道が主催する済州フォーラム参加に加え、同連帯の活用を通して、世界に向けて平和を希求する「沖縄のこころ」の発信力の強化に取り組んでいる。

令和 6 年度に実施した、国際平和ネットワーク構築業務委託では、グローバル平和都市連帯の活用に加え、平和を軸とする新たな国際的なネットワーク形成に向けて、既存の国際的な平和ネットワークの事例整理や、沖縄県主導の国際平和ネットワークについて、対象都市や連携手法の方策、ネットワーク構築までのスケジュール等を調査研究した。

このため、本事業では平和を希求する「沖縄のこころ」の国内外、特に海外への発信強化を目的とし、基礎的な情報を多言語で整備するとともに、前年度の調査結果に基づくネットワーク形成に向けた追加調査、並びに既存ネットワークを活用した共同事業の実施・企画立案を行うこととする。

**4 事業概要**

当事業は以下の、(1)多言語パンフレット作成業務、(2)国際平和ネットワーク構築に向けた調査及び調整業務、(3)既存ネットワーク活用業務の 3 つで構成する。

## (1) 多言語パンフレット作成業務

### ア 概 要

沖縄戦の実相や沖縄県の平和行政の取り組み等を掲載したパンフレットを多言語で作成することで、基礎的な情報を整備するとともに、平和を希求する「沖縄のこころ」の国内外への発信強化を図る

### イ 業務内容

#### (ア) 多言語パンフレットの作成

- ・沖縄戦の実相や沖縄県の平和行政の取り組み等を掲載したパンフレットの企画、デザイン、編集、作成(イラストの作成含む)、翻訳、確認、構成、印刷、発送に係る業務を実施する。詳細は下記のとおりとする。

＜パンフレット仕様＞

##### ①印刷製本

規格：A 4 判フルカラー

紙質：マットコート紙

頁数：20 頁程度

部数：2,600 部（日 1000 部、英 400 部、韓 400 部、繁 400 部、簡 300 部、独 100 部とする）

##### ②パンフレットの構成

- ・左開き展開 A 4 判フルカラーで製本することを想定すること。
- ・頁数は 20 頁程度で想定すること。
- ・目次は、「1 沖縄県の紹介」、「2 平和を希求する『沖縄のこころ』」、「3 平和行政の取り組み」、「4 平和関連施設マップ」の 4 部構成を想定すること。
- ・言語ごとに文章と画像のバランスを鑑みデザインを構成すること

##### ③対象(ターゲット)

- ・沖縄県の平和行政の取り組みを認知していない一般層を想定すること。

##### ④コンテンツの内容

- ・「1 沖縄県の紹介」では、沖縄の基礎的な情報を知らない外国人等を想定して沖縄県の概況（位置、人口、気候・風土、GDP 等）を記述すること。
- ・「2 平和を希求する『沖縄のこころ』」では、琉球王国時代に「万国津梁の島」として繁栄してきたこと、沖縄戦の実相や復帰までの歴史を通し沖縄が平和の重要性を発信することになった原点に加え、地域外交基本方針の概要とともに、地域外交の目指す姿（目標）である「アジア・太平洋地域の平和構築に貢献する国際平和創造拠点」の

位置づけを踏まえ記述すること。

- ・「3 平和行政の取り組み」では、平和の礎、沖縄県平和祈念資料館、全戦没者追悼式、平和宣言、沖縄平和賞、第 32 軍司令部壕、「平和への思い」発信・交流・継承事業に加え、県教育庁及び交流推進課の平和教育に関する取り組みなど、県の平和推進に関する取り組みを網羅的に記述すること。
- ・「4 平和関連施設マップ」では、県内の平和関連施設の位置が確認できるページを、沖縄県の地図と施設の写真、名称、所在地とともに見開き 1 ページに収まるように掲載すること。
- ・その他、沖縄県が指示する取り組みを掲載すること。

#### ⑤翻訳

- ・パンフレットは、日本語、英語、韓国語、繁体字、簡体字、ドイツ語の 6 ヶ国語で作成すること。

#### ⑥使用画像

- ・本パンフレットの作成に必要な画像は、原則沖縄県が所有する画像素材等を使用すること。
- ・イメージ訴求に必要な表紙等のメインビジュアルや、沖縄県が所有していない画像素材が必要な場合は、県と調整のうえ新たに撮影又は調達すること。

#### ⑦納品形式と時期

- ・納品形式は、紙媒体に加え、増刷や HP 掲載、更新を想定したデータおよび高品質 PDF（トンボデータ）とすること。
- ・納品時期は、原則令和 7 年 8 月 29 日（金）とする。

#### ⑧発送

- ・パンフレットは、下記のとおり沖縄県の県外事務所および海外事務所あてに発送すること。

＜発送先および部数＞

東京事務所 日 100 部

大阪事務所 日 100 部

ワシントン事務所 英 100 部

シンガポール事務所 英 100 部

ソウル事務所 韓 100 部

済州特別自治道政府 韓 200 部

台北・香港事務所 繁各 100 部

二二八国家祈念館（台北） 繁 100 部

北京・上海事務所 簡各 100 部

ドイツ オスナブリュック市政府 独 100 語

※残りは平和・地域外交推進課（日 800 部、英 200 部、韓 100 部、  
繁 100 部、簡 100 部）に納品すること

#### ウ 留意事項

- (ア) デザイン及び構成について、対象（ターゲット）に合わせて文章と画像のバランスを工夫すること。
- (イ) 本業務で撮影した画像素材は、すべて二次使用が可能な形式で納品し、使用期限を設けないこと。

#### 《企画提案にあたっての留意事項》

- (ア) 実施内容、人員体制、スケジュールを具体的に示すこと。
- (イ) コンテンツ（沖縄県の紹介、平和を希求する「沖縄のこころ」、平和行政の取り組み、平和関連施設マップ）ごとにデザイン案を 1 ページ以上示すこと。
- (ウ) 本パンフレットの作成にあたって、監修者の案を 1 名以上提案すること。
- (エ) 発送費は、発送先および部数を踏まえ計上すること。

## (2) 国際平和ネットワーク構築に向けた調査及び調整業務

### ア 概要

「令和 6 年度国際平和ネットワーク構築業務委託」及び「令和 6 年度アジア太平洋地域平和連携推進業務委託」の調査結果に基づき、平和を軸とする国際的なネットワーク構築の可能性が高いとされる地方都市への追加調査を実施する。併せて、博物館同士の連携可能性が高いとされているカンボジア、ベトナム等の博物館との共同事業実施に向けた調整を行う。

### イ 業務内容

#### (ア) 国際平和ネットワーク構築に向けた調査

- ・ 令和 6 年度国際平和ネットワーク構築業務の調査結果にて、平和を軸とする国際的なネットワークの構築にあたり、沖縄県がアプローチ可能とされる対象都市の優先度が「高」、「中」と判断された都市の中から、中国 2 都市、台湾 1 都市、韓国 1 都市、その他地域から 2 都市の計 6 都市以上選定し、都市ごとに、下記の調査項目に基づく追加調査を実施する。

#### < 調査項目 >

##### ① 対象都市の意向調査

- ・ 沖縄県とのネットワーク構築や共同事業の実施について、対象都市の意向を確認するため、対象都市内の自治体や研究機関、平和関連団体、大学等にコンタクトをとり、有識者（又は関係者）へのヒアリ

ング調査を実施する。

- ・ヒアリング調査は、各都市ごとに有識者（又は関係者）3人以上を対象に実施し、原則オンライン会議形式とすること。

## ②連携の方策

- ・上記①の調査結果をふまえ、都市ごとの連携手法の方策を整理する。
- ・連携手法は、対象都市で開催されるフォーラム等への沖縄県の参加、共同事業の実施、共同宣言、大学間交流など、具体的かつ実現可能な方策を整理すること。

## ③具体的な連携案のスケジュール

- ・都市ごとに、短期的に実現できる連携案、中長期的に実現できる連携案を整理し、スケジュールを立案する。
- ・本スケジュール案を基に、令和8年度以降、事業に着手することを想定し、具体的な立案とすること。

## ④上記のほか、沖縄県主導の国際平和ネットワーク構築について、必要とされる新たな調査項目がある場合は設定し、調査を行うこと。

### (イ)カンボジア、ベトナム等との共同事業に向けた調整業務

- ・博物館同士の連携可能性が高いとされるカンボジア、ベトナムとの共同事業の実施に向けて、現地の博物館や関係機関等を訪問し、関係者との意見交換を実施する。
- ・意見交換で話し合った内容を踏まえ、共同パネル展など令和8年度内の実施に向けた共同事業の方策を、各国ごとに企画立案する。企画立案の際は、事業内容、実施時期、実施場所など具体的に示すこと。

## ウ 留意事項

- (ア)ヒアリング調査や現地訪問における関係機関とのアポイントメント、通訳（現地公用語等）手配、備品郵送、現地のロジ手配等のコーディネートを含めるものとする。
- (イ)共同事業の方策については、実現性の高い立案とすること。
- (ウ)海外関係者との調整は、英語又は現地公用語で実施すること。

### 《企画提案にあたっての留意事項》

- (ア)調査及び調整の進め方、実施内容、人員体制、スケジュールを具体的に示すこと。
- (イ)博物館同士の連携について、カンボジア、ベトナム以外の都市で共同事業実施の可能性が高いと想定される都市があれば提案すること。
- (ウ)沖縄県地域外交基本方針（令和6年3月策定）、「令和6年度国際平和ネッ

トワーク構築業務調査・研究報告書（暫定版）」、及び「令和５年度アジア太平洋地域平和連携推進事業報告書（抜粋版）」の内容を精査し、それらを踏まえた提案とすること。

### (3) 既存ネットワーク活用業務

#### ア 概要

沖縄県が令和５年６月に加入した「グローバル平和都市連帯」に加盟している他都市（韓国済州特別自治道、独オスナブリュック、仏ベルダン）や、台湾二二八国家記念館との共同事業の実施、および共同事業実施に向けた企画調整を行う。

#### イ 業務内容

##### (ア) 韓国済州特別自治道における企画パネル展の実施

- ・韓国済州特別自治道内において、令和７年度内に企画パネル展を実施する。企画パネル展は、令和７年５月下旬に開催される「第２０回済州フォーラム」会場等での実施を想定すること。
- ・パネルの規格や枚数、素材、展示方法、パネル展の期間等については、沖縄県やパネル展を実施する施設関係者等と調整のうえ決定すること。
  - ※「第２０回済州フォーラム」会場における沖縄の企画パネル展の実施については、沖縄県と韓国済州特別自治道にて調整中。
  - ※「第２０回済州フォーラム」で実施する場合は、沖縄県提供の資料等を基にした簡易パネル（韓国語）での対応も可とする。

##### (イ) 台湾における企画パネル展の実施

- ・台湾台北市の二二八国家祈念館において、令和７年度内に企画パネル展を実施する。
- ・企画展示用のパネルは、(1)で作成した多言語パンフレットの情報を元に、繁体字で作成すること。
- ・パネルの規格や枚数、素材、展示方法、パネル展の期間等については、沖縄県やパネル展を実施する二二八国家祈念館等と調整のうえ決定すること。
  - ※二二八国家祈念館における沖縄の企画パネル展については、令和８年２月２８日前後の実施に向けて、沖縄県と二二八国家記念館で調整中。

##### (ウ) ドイツ語展示用パネルの作成及び発送

- ・在京ドイツ連邦共和国大使館における、沖縄の企画パネル展の実施に向けて、企画展示パネルをドイツ語で作成し発送する。パネルは、(1)で作

成した多言語パンフレットの情報を元に作成すること。

- ・パネルの規格や枚数、素材等については、沖縄県やパネル展を実施する施設関係者等と調整のうえ決定すること。

#### ウ 留意点

- (ア) 済州特別自治道及び台湾のパネル展の実施にあたっては、現地渡航にかかる関係機関とのアポイントメント、通訳（現地公用語等）手配、備品郵送、現地のロジ手配等のコーディネートを含めるものとする。
- (イ) 企画展示用のパネルは、(1)で作成した多言語パンフレットの情報を元に作成すること。
- (ウ) 海外関係者との調整は、英語又は現地公用語で実施すること。

#### 《企画提案にあたっての留意事項》

- (ア) 共同事業の進め方、実施内容、人員体制、スケジュールを具体的に示すこと。
- (イ) 企画展示用のパネルは、各都市ごとにA2サイズのカラー15枚を想定して計上すること。
- (ウ) 韓国済州特別自治道における企画パネル展について、「第20回済州フォーラム」会場で実施できなかった場合を想定して、済州特別自治道政府庁舎や道内平和関連施設での実施、イベントでのブース出展など、効果的な集客を図る方策を提案すること。

## 5 成果物

本事業の成果物として、以下を県に納品すること。

- ① 報告書（A4縦、カラー、100ページ程度）20部  
※長期使用に耐えうるような製本とすること。
- ② 報告書のダイジェスト版（A4縦、10ページ程度）20部
- ③ 報告書の電子データを格納した電子媒体（CD-R等）2部
- ④ その他全ての成果物

※電子データは、ワープロソフト等で作成したもの及びPDFの両方を納品すること。（PDFは紙をスキャンしたものではなく、文字が検索できる形式とすること。）

## 6 業務の実施状況等に関する事項

- (1) 事業の進捗状況を原則毎月10日までに沖縄県に報告すること。
- (2) 事業完了時に、実際に要しなかった経費があるときは相当の委託料を減額する。
- (3) 受託者が、本業務により作成した報告書等の成果物の著作権及び第三者から取得

した著作権は、県が承継するものとする。ただし、本業務の実施にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任により処理すること。

- (4)業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (5)本業務により得られた成果物、資料、情報等は、委託者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。
- (6)本業務において書籍その他の資料を購入した場合、当該資料は業務完了後に県に引き継ぐこと。

## 7 予算に関する要件

本委託業務に係る予算は 17,500 千円 以内（消費税及び地方消費税込み）とする。この範囲内で、効率的かつ効果的な業務を企画すること。

## 8 再委託に関する制限

### (1)再委託の範囲

契約の一部を第三者に委託し、又は請け負わせること（以下、「再委託等」という。）については、県と協議の上、再委託が必要と認められる業務に限り、県の事前の承認を受けた上でできるものとする。

### (2)簡易な業務の再委託

前項にかかわらず、以下に定める「その他簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りではない。

- ア 資料の収集・整理・複写・印刷・製本
- イ 原稿、データの入力及び集計
- ウ 荷物の輸送、移動
- エ 旅程等の企画検討を伴わない単純な旅行手配業務

### (3)一括再委託の禁止

委託業務の契約金額の二分の一を超える業務、委託業務に関わる統括的かつ根本的な業務に関する再委託は禁止する。

### (4)再委託の相手方の制限

再委託の相手方は、本業務の公募に参加していた者、指名停止措置を受けている者、暴力団又は暴力団と密接な関係を有する者を選定することはできない。

## 9 一般管理費

一般管理費は、委託業務を行うために経費であって当該業務に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、一定割合の支払を認められた間接経費のこと



をいう。

一般管理費は、(直接人件費＋直接経費－再委託) ×10/100 以内で計上すること  
(小数点以上切り捨て)。

## 10 個人情報の保護

受託者は、本業務を遂行する上で、個人情報を取り扱う場合は、沖縄県個人情報保護  
条例（平成 17 年沖縄県条例第 2 号）を遵守しなければならない。

## 11 著作権

本業務で納品する成果物に係る著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製  
権）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権、翻案権）  
及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利は、成  
果品の引渡しと同時に、委託者に帰属するものとする。

なお、業務を遂行するにあたり、第三者が権利を有する画像等の利用が必要とな  
るときは、その取扱いについて協議し、受託者又は本県と該当第三者との間でライ  
センス契約の締結等、必要な処置を講じるものとする。

## 12 その他

- (1)本仕様書に明記されていない事項で、当然具備されなければならない事項は、こ  
れを省略してはならない。
- (2)本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、又は本仕様書の記載事項に疑  
義が生じた場合は、沖縄県へ質問書により照会すること。
- (3)本調査業務を踏まえ、沖縄県が別途実施する関係事業についても、連携、協力す  
ること。